

部会における検討事項に係る報告について

第 1 参入促進部会における検討事項

1 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生マッチング支援体制構築事業 (地域医療介護総合確保基金メニュー)

(1) 検討内容

資格取得を目指す留学生を確保するため、県が実施主体となって「マッチング支援団体」に委託して取組みを実施し、県内養成施設に留学させ、県内介護施設等に就職するまでのマッチングを一元的に行い、円滑な受入支援体制を構築する事業。

介護福祉士養成施設や受入施設における外国人留学生受入に関する課題の確認及び介護福祉士経過措置登録が廃止されることを前提とした、令和 7 年度におけるマッチング事業の要件見直しについて検討を行った。

(2) 協議会への報告事項

ア 課題について

- 本事業で、介護福祉士養成施設に在学する留学生が修学資金貸付制度を利用する場合、法人が保証人となる。当該留学生が施設に就職し、その後退職、行方が分からなくなった場合に、保証人の支払い義務が法人に残ってしまう課題がある。
- 介護福祉士経過措置登録が廃止となった場合に、介護福祉士養成施設に在学する学生が介護福祉士国家試験を受験し、不合格となると介護福祉士の資格取得ができず、在留資格「介護」では在留することが出来ない。そのため、不合格となった学生は、在留資格「特定技能」で就職することになるが、保証人となる介護事業所が、在留資格「特定技能」で受け入れできるのかが課題となる。

※ 在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人は、地方出入国在留管理局での在留諸申請を行う前に、「介護分野における特定技能協議会」の構成員となり、当該外国人材の受入事業所情報が登録された入会証明書の発行を受けることが必要。

- 在留資格「特定技能」は介護福祉士ではないため、介護福祉士の修学資金返還免除の対象にならない。(介護福祉士で資格登録されれば、福岡県内の施設等で介護等の業務に継続して 5 年以上従事すると貸付金の返還が免除となる。)
- 介護福祉士経過措置登録の廃止可否については、現時点において、国の動向をうかがっている状況である。

イ 令和 7 年度におけるマッチング事業の要件見直しについて

- 介護福祉士経過措置登録が廃止されることを前提に、将来的に介護福祉士の受験資格を得ることができる特定技能外国人と介護施設等との就労マッチングを現在のマッチング事業に追加し、令和 7 年度以降の事業として実施するかどうかの検討を行う。併せて、特定技能で介護施設等に就労する外国人職員に対して、介護福祉士を取得するための支援を行う事業について今後検討を行っていく。

第3 両部会における共通検討事項

1 福岡県働きやすい介護職場認証事業 (地域医療介護総合確保基金メニュー)

(1) 検討内容

介護事業者の労働環境改善や人材育成の取組に認証を付与し、「見える化」を図ることとで、求職者が事業者を選ぶ際に判断しやすくする。これにより、働きやすい職場環境の整備を促し、更なる介護人材の確保、離職防止・定着を図ることを目的として、労働環境、人材育成、処遇改善等の一定の水準を満たしている福岡県内の介護サービス事業所を認証する事業。

処遇改善加算について、令和7年度以降に激変緩和措置が廃止され、正式に新加算Ⅰ～Ⅳに移行することから、「1. 職員の処遇について」の「評価指標」及び「配点基準」を見直す必要がある。そこで、事務局案として現行の採点基準及び配点をベースとして新制度にあわせる案と新制度に準じた案（現状よりも厳しい案）を提示したうえで検討を行った。

(2) 協議会への報告事項

- 賃金改善に取り組んでいる事業所が増えており、新加算Ⅰ～Ⅳを取得しなければならない状況にある。
- 物価が上がっている状況の中、新加算Ⅰ～Ⅳを取得している事業所は、「職員の処遇について」賃金改善を行う努力をしている。
- 入り口を広げてしまうと、どの事業所も認証を持っているという状況になってしまう。
- 今後、認証の価値を上げていくことも必要である。

以上のことから、「1. 職員の処遇について」の「評価指標」及び「配点基準」については、新加算Ⅰ～Ⅳの基準（現状よりも厳しい案）に合わせて対応することとしたい。

評価項目の具体的な採点基準・配点（案）については、資料5のとおり。